

韓国の女性関連法制

——男女平等の実現に向けて——

白井 京

【目次】

はじめに

I 総論

- 1 政策担当機構
- 2 政治参画—クォータ制の強化
- 3 女性発展基本法
- 4 男女差別禁止法

II 雇用

- 1 男女雇用平等法
- 2 母性保護関連法の整備
- 3 女性企業支援法
- 4 その他の雇用関連法

III 家族

- 1 民法改正—戸主制度の廃止
- 2 健康家庭基本法
- 3 家庭暴力関連二法

IV セクシュアリティ

- 1 性暴力特別法
- 2 青少年の性保護に関する法律
- 3 性売買関連二法—売春と人身取引の防止

おわりに

はじめに

周知のように、韓国は、東アジアの中でも儒教の影響が色濃く残る伝統的な家父長制社会である。父系の血縁を重視するため、一般に女子の出生はさほど喜ばれない風潮があり、「男女有別」「三従」等の考えが根深く残っている。わが国では法律上、戦後すぐに廃止された男子中心の家制度も、韓国ではごく最近まで継続し、様々な問題を引き起こしていた。

しかし、近年の韓国では、女性問題への取り組みが非常に進んでいる。

金大中政権（1998年～2003年）時には、大統領夫人が女性運動家であったことから女性政策が強く打ち出され、女性の地位向上のための多様な立法・法改正がなされた。続く盧武鉉政権（2003年～）においても、女性政策を推進する姿勢に変化はない。

2004年の国会議員総選挙では、クォータ制（女性割当制^(注1)）の強化によって女性議員数が急増し、定数299名のうち39名を占めることとなった。これは全国会議員の13.0%であり、日本における最新の女性議員の比率（2005年11月現在、衆議院8.9%、参議院14.0%、衆参計10.6%）を上回るものである。その他の分野でも、韓国女性のエンパワーメントに関する数多くの記事を目にする^(注2)。2005年現在、将来の外交を担っていくことになる外交通商省の上級公務員試験合格者の半分以上を女性が占め、女性国会議員数の増加と共に国会議員の政策補佐官の女性比率も増加、司法試験に合格する女性の比率も30%に^(注3)まわっている。

国連開発計画（UNDP）による「人間開発報告書（Human Development Report）」によれば、日本のGDI（Gender-related development index：ジェンダー開発指数）は、1995年の8位から2005年には14位に、政財界への女性の進出度を測るGEM（Gender empowerment measure：ジェンダー・エンパワーメント指数^(注4)）は27位から43位に低下した。対照的に、韓国のGDIは37位から27位に、GEMは90位から59位に上昇した^(注5)。

日本と韓国は、女性のおかれている立場や、

急激に進行する少子高齢化など、女性をとりまく状況が似ている。^(注6)GDIに比し、GEMが下位に位置する傾向も、日韓共通である。これは、平均寿命や教育、識字率等がほぼ男女平等であるにもかかわらず、女性の社会進出が低調な社会構造であることを意味する。

そのため、近年の韓国における活発な女性政策の動向は、わが国においても大いに参考になるものと思われる。

本稿では、韓国における女性関連法制を総論、雇用、家族、セクシュアリティの^(注7)4つに分けて概観する。ここでは、全ての法律の条文について詳細な説明を加えるのではなく、女性関連法制の全体を俯瞰することができるよう試みた。また、各々の法律や分野において、現在、論議となっている最新の立法上の論点についても報告する。

I 総論

韓国における男女共同参画の動きは、二つの潮流に始まる。一つは、1970年代における欧米の女性学の流入、1975年の国連「国際婦人年」、1979年の国連女子差別撤廃条約の採択等の国際的な流れである。もう一つは、1970年代の韓国民主化運動から発展した1980年代の女性運動、市民運動の活性化である。

この二つの潮流により芽吹いた男女共同参画社会への動きは、1984年の女子差別撤廃条約の批准と1987年の盧泰愚大統領による民主化宣言を経て、急速に展開し、制度的・法的枠組みが^(注8)整えられてきた。

初期の女性政策は、例えば女性労働者の保育ニーズや母子世帯の貧困といった実際の課題に対して、女性労働者のみに保育休暇を認め、母子世帯のみに児童扶養手当を支給するという問題対処的な政策が多かった。

これが変化したのは、1995年第4回世界女性

会議（通称「北京女性会議」）において、具体的な実践戦略であるジェンダーの主流化（Gender mainstreaming）の導入が各国政府にもとめられてからである。このジェンダー主流化を推し進める動きは、女性運動団体の発展により一層飛躍した。1980年代の民主化運動と共に進展した女性運動は、大きな政治勢力として与野党が共に無視できない存在となり、選挙の際には両党の候補者が女性団体やその後ろ盾の女性有権者^(注9)を意識せざるをえなくなった。

ここでは、女性政策担当機関、女性の政治参加の拡大をはかるクォータ制度、わが国の男女共同参画基本法に相当する女性発展基本法、そして男女差別禁止法について述べる。

1 政策担当機構

女性政策を専門に担当する行政機関である女性省が発足したのは、2001年のことである。^(注10)韓国語では「女性部」であるが、英語表記は‘Ministry of Gender Equality’＝「ジェンダー平等省」であり、わが国の内閣府男女共同参画局のカウンターパートとなる。女性の地位向上や男女平等の観点から女性政策を専門に担当し、関連立法や法執行を管掌する機関である。

女性省誕生以前の代表的な女性関係政府機関としては、保健福祉省婦女局、韓国女性開発院、政務第二長官室、女性特別委員会があった。

最も初期の保健福祉省婦女局は、米軍政下の婦女局を引き継いだ組織で、その政策は、女性政策というよりは売春等を生業とする「要保護女性」の取締りや母子家庭への援助等が中心であった。続いて1982年に設立された韓国女性開発院は、女性教育研究機関である。

女性政策を総括する最初の独立した政府機構は、1988年全斗煥政権の発足と共に設立された政務第二長官室である。1998年の金大中政権の発足まで10年間活動を続けた。

この機能は、金大中政権時に設立された女性

特別委員会（以下「女性特委」とする。）に引き継がれた。しかし、女性特委は法案提出権のない委員会組織であり、委員長が国務会議（わが国の内閣に相当）において表決権をもつことができないため、女性運動団体などから批判も絶えなかった。

2001年、金大中大統領は大統領選挙における公約を遵守し、女性特委を発展解消した女性省を新設した。同省は、これまでの女性特別委員会の業務のほかに、保健福祉省の所管業務であった性暴力、家庭暴力、売買春に関する業務についても所管することになった。その組織は、女性政策室、差別改善局、^(注11) 権益増進局、対外協力局の「1室3局」で構成された。職員数は女性特委の2倍以上に増員され、102名となった。

順調にその活動を開始した女性省ではあったが、そもそも、「女性政策」とは一部分に限定された分野ではなく全ての領域に係る問題であり、他省庁の管轄する業務まで調整しなくてはならない。そのため、他省庁の協力なしにはその機能を遂行できないという限界も有していた。

そのため、2002年の女性発展基本法改正（後述）により、国務総理直属の「女性政策調整会議」（以下「調整会議」とする。）が設置された。調整会議は、省庁横断的な性格を有する総合的な女性政策を効率的かつ円滑に推進するための会議である。議長1名（国務総理）、副議長1名（女性省長官）を含む25名以内の委員で構成し、財政経済省長官、教育人的資源省長官、法務省長官等の中央行政省庁の長が委員となる。同法改正により、この調整会議では、女性政策基本計画やその施行計画に関する事項、2つ以上の行政機関に関連する女性政策の調整に関する事項等について審議・調整すると定められた。

また、女性省が女性関連の政策を立案したとしても、それが他の省庁で実行される場合に、監督する手段がない点が問題として指摘されていた。この点についても、同時期の法改正によ

り、「女性政策責任官制度」が導入され、改善が図られた。各省庁に計45名の「女性政策責任官」（局長級）が任命され、各省庁における女性政策を積極的に策定・推進させるようにしたのである。それ以前には課長級の「女性政策担当官」が6省庁のみにおかれていたが、これを局長級に格上げた上で人数を増やし、より実効性を高めた。

その後、2004年には保健福祉省から乳幼児保育業務が移管された。さらに2005年6月には、政府組織法改正による組織再編によって、女性省は女性家族省に拡大再編された。職員数は2001年の女性省発足当時の102名から70%以上増え、176名となった。

女性省が女性家族省へ拡大した背景には、伝統的な家族構造が崩壊し、離婚などの家族解体現象が深刻な社会問題となったためとされる。女性省の池銀姫長官（当時）は、女性省から女性家族省への拡大について、少子化に伴う出産支援政策や家族政策を、ジェンダー主流化の視点から扱うことが必要であると表明している。^(注12)

そもそも女性省が発足する以前には、ドイツの「連邦家族・高齢者・女性・青少年省」のように家族政策まであわせて管轄する包括的な機構が構想されていたが、既存官庁の反発により業務領域の縮小がなされたという経緯がある。つまり、家族政策機能の移管は、女性省発足当初からある程度は想定されていたといえる。

家族政策を女性省が管轄することにより、これまでの守旧的な家族政策ではない、新しいパラダイムの家族政策が展開されるものとして期待が高まっている。

2 政治参画—クォータ制の強化

政策決定過程への女性の参画は、男女共同参画社会の基盤となる。その重要な指標となるのが、国会及び地方議会における女性議員の割合である。

前述したように、韓国ではクォータ制（女性割当制）の導入とその強化により、2004年の国会議員総選挙において299名のうち39名（13%）の女性が当選した。なお、韓国の国会は一院制であり、選挙制度はわが国と同様、小選挙区比例代表並立制である。

クォータ制は、金大中政権下の2000年、第16代国会議員総選挙を前に行われた政党法の改正によって導入された。これ以降、数回にわたる法改正を経て強化されている。^(注13)

導入当初の規定は、国会議員選挙及び市道議会（広域地方自治体議会、わが国の都道府県議会に相当する）選挙において、比例代表の女性候補者を30%以上にするというものだった。特に罰則やインセンティブが設けられていなかったこともあり、直後の国会議員選挙において比例代表に30%以上の女性を擁立したのは、当時与党であった新千年民主党だけであった。そのため効果は限定的なものであったが、この選挙で女性議員の数はそれまでのほぼ2倍の16名となった（全議員中5.9%）。

その後、2002年の地方議会選挙を前に、市道議会議員選挙について、法改正が行われた。これは、比例代表の女性候補者を30%から50%に引き上げるとともに、制度の実効性を確保するために、比例代表の名簿順位2名ごとに1名を女性とすることを義務付け、これに違反した場合、候補者登録を無効とする条項が新たに付け加えられたものである。また、選挙区においても、30%以上女性候補者を擁立するよう努力規定が設けられ、これを遵守した政党に対しては女性推薦補助金が追加支給されることになった。

この結果、2002年の地方議会選挙では、市道議会の比例代表において女性が当選者の67.1%を占めることになった。選挙区については努力規定であったため、当選者は2.3%に留まった。

2004年の第17代国会議員総選挙前には、国会議員選挙の比例代表の女性候補者についても

30%から50%に引き上げ、選挙区において女性候補者を30%以上とする政党に対し補助金の追加支給を定めた。これにより、2004年の総選挙では、女性議員が全議員中の13%まで増加するに至った。同時期の政治資金法改正においては、各政党に支給される国庫補助金の10%を、「女性政治発展のために使用する」という規定が新設されている。

さらに2005年6月、2006年の地方選挙を前に、法改正がなされた。これまでクォータ制については政党法で定められていたが、これを公職選挙法に規定し、国会議員選挙・市道議会選挙のほかに、自治区、市、郡等の基礎自治体議会の議員選挙においても比例代表制とクォータ制を導入したのである。これにより、韓国では基礎自治体（わが国の市区町村に相当）、広域自治体（同じく都道府県に相当）、国会という、国内に存在する全ての議会の選挙においてクォータ制が導入されたことになる。

また、この時の改正により、各議会選挙において比例代表名簿に候補者を記載する際には、奇数順位に女性候補者を推薦するよう義務付けられた。

同時に政治資金法も改正された。これまでは30%以上の選挙区において女性を推薦した政党に限り補助金を支給すると規定していたが、該当する政党はなかった。この規定について、女性候補者を30%以上推薦した政党が存在しない場合でも、5%以上推薦した政党に対しては女性候補者推薦比率に従って女性推薦補助金を支給すると定めた。また、この補助金については、候補者登録締切日後2日以内に支給し、女性候補者の選挙経費として使用するよう定める規定を新設した。

このように、韓国のクォータ制度は導入以後数回の改正を経てかなり進展してきたといえる。その過程では、女性団体や市民団体が積極的な運動を展開し、「殆ど NGO によって成し遂げ

られたといっても過言ではないほど NGO の活動が非常に大きな役割を果たした」とも評されている。^(注14)

しかし、現在の制度に対しては、限界も指摘される。女性議員数が増加したとはいっても、世界平均（約15.2～16%）より低い状況であることには変わらない。国会における比例代表選出議員の議席は、299議席中56議席（19%）のみである。基礎自治体議会議員の比例代表枠は、10%に過ぎない。この少ない枠内に、女性を50%以上割り当てても、全体では微々たる数である。

女性団体は、選挙区におけるクォータ制をより強制力あるものにするために、30%以上女性を擁立しなかった場合にはペナルティを課すよう求めてきた。しかし、現在の規定ではあくまで努力義務である。2004年の国会議員選挙の場合、選挙区における女性立候補者は1175名のうち66名に過ぎず、当選者も10名（4.1%）にとどまっている。

選挙に立候補する女性の人材は、男性に比してまだ少ない。そのため、政治家候補となる女性の育成も大きな課題となっており、その取り組みが政党や女性団体、地方議会によって行われ始めている。^(注15)

3 女性発展基本法

女性発展基本法は、韓国における女性政策の基本法である。同法は、1995年の北京女性会議を契機に制定されたもので、わが国の男女共同参画基本法に相当する。韓国の女性政策は、同法が定めた規定に従って女性家族省長官が5年毎に策定する「女性政策基本計画」に基づいて進められる。また、法制定についても、この女性発展基本法を根拠に、各個別法を定める体系になっている。

制定当初は「絵に描いた餅になる」と懸念されていたが、制定後の同法に対する評価は高い。

同法の制定により、女性政策が一貫性を持って体系的に施行されることになったと評価される。

(1) 現行規定の概要

同法は、第1章：総則、第2章：女性政策基本計画、第3章：女性政策の基本施策、第4章：女性発展基金、第5章：女性団体の支援、第6章：補則の全6章36か条からなる。

この法律の目的は、憲法の男女平等理念を実現するための国及び地方自治体の責務に関する基本的な事項を規定することにより、政治、経済、社会、文化の全ての領域において男女平等を促進することである（第1条）。

基本理念として、個人の尊厳を基礎とし、男女平等の促進、母性の保護、性差別意識の解消及び女性の能力開発を通じた健康な家庭の実現と、国家及び社会の発展に男女が共同で参加し、責任を分担できるようにすることが掲げられている（第2条）。

「女性政策」とは、男女平等の促進、女性の社会参加拡大及び福祉増進に関する政策である（第3条）。第3条では、その他に「女性団体」「女性関連施設」の定義を定める。

国民は、男女平等の促進と女性の発展の重要性を認識し、その実現のために努力しなければならない（第4条）。国及び地方自治体は、同様にその実現のため必要な法制度を整備し、これに必要な財源を調達しなければならない（第5条）。

国及び地方自治体は、女性の参加が著しく不振な分野について、合理的な範囲内で女性の参加を促進することにより、実質的な男女平等がなされるよう、関係法令が定めるところに従って積極的措置（ポジティブ・アクション）をとることができる（第6条）。積極的措置とは、これまで女性にとって不利に機能してきたシステム全般を改善し、あらゆる分野に積極的に数を増やしていくための措置であり、具体的な方

策である。同法のこの規定は、積極的措置の合法性を示した点で、非常に画期的であると評される。政府は、この法律の制定と同時に、積極的措置の一つとして、公務員任用試験における「女性公務員採用目標制」を実施している^(注16)。

続く第2章では、女性政策基本計画について定める。女性家族省長官は、女性政策の基幹となる女性政策基本計画を5年毎に策定する義務を負う(第7条)。これに従い、各行政機関及び地方自治体の長は、年度別施行計画を策定しなければならない(第8条)。双方は、計画の策定や施行において必要な場合には、相互に協力を要請することができる(第9条)。

国及び地方自治体は、所管する政策を策定・施行する過程において、当該政策が女性の権利や社会参加に及ぼす影響を予め分析・評価しなければならない^(第10条)、女性家族省はこれらの分析・評価について必要な支援及び諮問を行うことができる。

女性政策に関する主要事項を審議、調整するために、国務総理の下に女性政策調整会議をおく(第11条)。各行政機関は、女性政策を効率的に策定・施行するために、所属職員の中から女性政策責任官を指定しなければならない(第12条)。

第3章では、女性政策の基本施策について定める。国及び地方自治体は、各種の委員会などの政策決定過程に女性の参加を拡大するための方法を講じなくてはならず、多様な方法を通じて政治参加拡大を支援するために努力しなければならない(第15条)。クォータ制の導入はこの規定を根拠としている。

労働者の採用、教育、昇進、退職等、雇用全般についても、男女平等となるよう努力することが規定され、セクシュアル・ハラスメントの予防など職場内での平等な環境のために必要な措置をとるよう定める(第17条)。

その他、母性保護(第18条)、男女平等に関す

る家庭・学校・社会での教育や人材の開発(第19～21条)についても規定する。

第23条では、仕事と家庭の両立について、国及び地方自治体に対し、乳幼児保育施設の拡充や放課後児童保育(いわゆる「学童保育」)の活性化、育児休職の定着について施策を講ずるよう定めている。

民主的かつ平等な家族関係の確立や、共働き夫婦・片親家庭への支援策の検討(第24条)、性暴力や家庭暴力の予防(第25条)、家事労働についての経済的価値を正当に評価するよう国や地方自治体の努力を促す規定(第26条)もある。

女性発展基本法は、また、男女平等を実現するために必要な資金として女性発展基金の規定(第4章)をおき、基金の設置(第29条)、その用途(第30条)、会計機関(第31条)について定めている。同基金によって予算的な裏付けを得た女性政策は、大きな展開を図ることができた^(注17)とも評されている。

第5章では、女性団体の支援について定めており(第32条)、女性の権利・福祉増進や教育のための施設運営についても定める(第33条)。

(2) 法改正の概要

この女性発展基本法は、1995年の法制定から今年(2005年)で満10年を迎えた。この間、6回にわたり改正されている。うち5回は他法の改正によるものだが、2002年12月の第5次改正は、以下の三つの点から非常に重要な意味をもつものであった。

第一に、第6条で定めていた「暫定的優待措置」を、「積極的措置」に改正し、第2項を新設して「女性省長官(当時)は国家機関または地方自治団体の長に対し、積極的措置をとるよう勧告し、その結果を点検しなければならない」と定めた。すなわち、実質的な男女平等を試みるためのポジティブ・アクションの強化がなされたのである。

第二に、第10条「政策の分析・評価等」を新設し、国や地方自治体が政策を策定・施行する際に、当該政策が女性の権利・利益及び社会参加等に及ぼす影響を予め分析・評価する義務を定めた。

第三に、前述の政策担当機構において述べたように、省庁間の政策を調整するための「女性政策調整会議」と、各省庁においてその執行を監督する「女性政策責任官」を新設し、女性政策のより有機的、省庁横断的な策定・実施体制を整備した。

(3) 基本計画の概要

同法第2章において女性家族省長官に策定が義務付けられる「女性政策基本計画」は、5年間にわたって政府の女性政策を規定する「包括的な計画」である。この基本計画に基づき、各省庁は互いに有機的に連携し、一貫性のある女性政策を推進することを求められる。これまでに「第1次」及び「第2次」の2回にわたり策定されている。

「第1次女性政策基本計画（1998～2002）」が作成されたのは、1997年である。同計画は、最大目標を「健全な家庭の実現と国家及び社会の発展に男女が共同で参加して責任を分担する社会システムの構築」と定め、それに伴う6つの基本戦略と20の政策課題を示した。

この計画に対しては、女性政策があくまでも「国家発展と健康な家庭の実現に寄与する手段」としてしか認識されておらず、また、宣言に留まった部分も多かったと評価されている。^(注18) この評価を踏まえて、2002年末、現在施行中の「第2次基本計画（2003～2007年）」が発表された。^(注19)

第2次基本計画の最大目標は、「実質的男女平等社会の実現」である。その実現のための10大核心政策課題として、①政策における男女平等観点の統合、②政策決定過程における女性の代表性の向上、③女性人材の開発と活用、④男女

雇用平等と女性の経済活動参加の向上、⑤社会・文化分野の女性参加の拡大、⑥平和、統一、国際協力における女性の寄与拡大、⑦女性の健康と福祉の向上、⑧女性に対する暴力の予防及び人権保護の強化、⑨男女を平等とする家族政策基盤の造成、⑩平等文化及び意識の普及を挙げ、各々に詳細なプランを示している。

(4) 評価及び今後の展望

女性関連法及び政策の「母法」とも称される女性発展基本法は、各方面から高い評価を受けている。その一方で、限界も指摘されている。

例として挙げられるのは、「男女平等の促進」を究極的な目標としているにもかかわらず、名称を「女性」発展基本法とし、法の内容も主に女性中心的な政策に限って規定している点である。あたかも「女性のみの発展」と「女性のみの権利及び利益」のための法律であるかのように、誤解される危険性があると指摘される。^(注20) このような問題を解消するために、「性平等（男女平等）基本法」への改編を主張する声もある。

なお、2005年8月には、女性家族省長官が同法改正案の立法予告を公告している。^(注21) 具体的には、男女差別禁止法（後述）の廃止に伴い、これまで男女差別禁止法が規定していたセクシュアル・ハラスメント予防事業の根拠条項を同法律に移管するものである。セクシュアル・ハラスメントの概念を定義し、セクシュアル・ハラスメントを防止するための公共機関の長及び事業主の教育実施を義務化し、公共機関の長はその措置結果を女性家族省長官に提出する義務を規定する等の内容を予定している。

4 男女差別禁止法

男女差別禁止法は、1999年に制定された法律であり、正式名称は「男女差別禁止及び救済に関する法律」である。

1999年の同法の制定は、「韓国女性史に残る

画期的な事件」とされ、「国民的に『男女差別＝違法』と認識するようになるほど、(法律の)^(注22)象徴性が大きかった」と評価される。

しかし同法は、2005年3月、男女差別禁止及び救済に関する法律廃止案の可決により、廃止されるに至った。廃止の経緯をみる前に、韓国における根深い女性差別を禁止する仕組みを整えたこの法律の主な内容を紹介したい。

(1) 法律の概要

同法は、第1章：総則、第2章：男女差別の禁止、第3章：専門担当機構、第4章：調査等の手続き、第5章：補則の全5章39か条と附則からなる。

同法の目的は、憲法の平等理念に従い、雇用、教育、資金、施設、サービス等の提供及び利用、法と政策の実行において、性別を理由とする男女差別及びセクシュアル・ハラスメントを禁止し、その被害者を救済することにより、社会のすべての領域で男女平等を実現することである(第1条)。

「男女差別」の定義については、「政治的、経済的、社会的、文化的生活のすべての領域において、人間としての基本的自由を認識し、享有し、又は権利を行使するに際して、合理的な理由なく性別を理由に行われるすべての差別、排除又は制限」とする。また、「セクシュアル・ハラスメント」については、「業務、雇用その他の関係において、公共機関の従事者又は使用者若しくは勤労者が、その地位を利用し、又は業務等と関連して性的言動等により性的屈辱感若しくは嫌悪を感じさせ、又は性的言動その他要求等に対する拒絶を理由として雇用上の不利益を与えること」と定義する。(第2条)

第2章(男女差別の禁止)では、雇用、教育、財貨・施設・サービスの提供及び利用、法及び政策の執行等における差別の禁止を定める。明確にセクシュアル・ハラスメントを男女差別と

して禁止し、公共機関の長や民間企業の利用者に対して予防のための教育実施を義務付ける(第7条)。また、男女差別禁止の例外として、前述の女性発展基本法において定める積極的措置(ポジティブ・アクション)については差別とみなさない旨規定する(第8条)。

第3章(専門担当機構)では、男女差別事項の調査・是正勧告その他、この法律による男女差別是正の事務を遂行するため、女性省長官直属の「男女差別改善委員会」を置き、組織等について詳細に定める。

続く第4章(調査等の手続き)では、男女差別事案に対する迅速な調査と、差別を受けた被害者を迅速に救済するための是正勧告等の手続きについて定める。同法が施行された1999年7月から法律廃止に至るまで、「男女差別改善委員会」に対し救済を申し立てた差別事例は、1137件あった。そのうち、雇用差別(65%)が圧倒的であり、結婚・妊娠を理由に退職を強要される事例が多かった。^(注23)

2003年に行われた法改正では、「間接差別」の概念も導入された。これは、間接的ではあっても男女を差別する結果をもたらす場合には、男女差別であるとするものである。具体的には、職員募集の際に「身長170 cm 以上」等の条件を付したり、財形貯蓄の申し込みには扶養家族のいる世帯主であることが条件とされるなど、片方の性が充足するのが難しい要求がなされている場合には、男女差別とみなす。

同法の制定により、職場内のセクシュアル・ハラスメントが社会問題化するなど、相当な成果を収めた。差別について、司法に訴えることなく救済を求める道が開かれ、「男女差別慣行の多くが消え去った」と評される。

(2) 法律の発展的廃止

2005年に可決された同法の廃止案は、単なる法律の廃止案ではない。いわば、発展的に廃止

するものである。

同廃止案によれば、男女差別救済の機能については、2001年に独立機関として設立された国家人権委員会に移管する。^(注24) また、セクシュアル・ハラスメントの予防等の規定については、前述の女性発展基本法を改正して規定することになる。すなわち、男女差別禁止法という法律そのものは廃止されるものの、その規定内容は、そのまま他の法律に統合されることになるのである。

廃止案と同時に、女性省を女性家族省に拡大再編し、これまで女性省の所管であった男女差別是正に関する事務を国家人権委員会に移管する内容を骨子とする「政府組織法改正案」が提出され、可決されている。

これにより、「男女差別改善委員会」が担当してきた男女差別是正の事務を国家人権委員会が継承することになり、国家人権委員会法も一部改正された。委員構成及び小委員会の組織において、一方の性の比率が60%を超えてはならないとし、性差別事項を専門に担当する「性差別是正委員会」を置くよう定めたのである。いわば、男女差別是正の事務を担当するにふさわしい委員構成になるように改正したといえる。

1999年の法制定から6年間の歴史にピリオドをうち、廃止にいたった男女差別禁止法について、主要新聞各紙は「惜しい退場」「女性にとって、その存在自体が大きな力だった」と評価している。

しかし、男女差別関連業務を国家人権委員会に移管することに対しては、概して肯定的な意見が多い。

例えば、男女差別のみならず、プライバシー侵害や年齢差別等も関連する事例については、あらゆる差別や人権侵害について総括する国家人権委員会が適任である。また、男性の多くは、「男女差別改善委員会」よりも国家人権委員会の方が客観的な判断を下すとみている。これら

の点から、実際の差別救済が、より効果的に行われるのではないかと推測されるからである。

Ⅱ 雇用

韓国における女性の経済活動参加率は、拡大傾向にある。1990年代後半のアジア経済危機の影響によりいったん減少したが、徐々に回復している。2005年7月、女性経済活動人口は1000万人を突破し、経済活動参加率は50.5%となった。^(注25) 2002年に女性省（当時）が行った国民意識調査によれば、国民の96.2%（男性95.0%、女性97.3%）が「国家競争力の強化のためには女性労働力が必要」と認識している。^(注26)

しかし、経済活動参加率が高まったとはいえ、OECD諸国の平均である70%には大幅に及ばない。また、職種が事務職、販売職、サービス業に集中しており、専門技術職等の割合は低い。女性労働者の70%は「非正規職」、すなわち、日雇い、臨時職員、契約社員、パート、アルバイト等である。^(注27)

学歴社会である韓国においては、女性の大学進学率が64.6%を超えており、高学歴化が進んでいる。しかし、これに経済活動がともなっていない。この背景には、伝統的家族観によって育児と家事の負担が女性に偏っており、このことが働く女性の足かせとなっている現状がある。10代後半から20代前半にかけての高い就業率が、20代後半から30代前半にかけて育児を理由にいったん落ち込み、さらに40代前後から再び就業率が上昇するいわゆる「M字型カーブ」を示しているのは、日本と同様である。保育施設の整備も不十分であると指摘される。^(注28)

韓国は、ILOの雇用平等に関する条約については、日本よりも批准数が多い。韓国の雇用における男女平等実現のための法整備は、日本よりも進んでいるとの指摘もある。^(注29) 現時点での雇用関係法は、どのような状況にあるのだろうか。

ここでは、男女雇用平等法、母性保護関連法、女性企業支援法、その他の雇用関係法について述べる。

1 男女雇用平等法

(1) 制定及び改正の経緯

男女雇用平等法は、雇用における男女の平等な機会と待遇を保障することを目的として、1987年に制定された。わが国の男女雇用機会均等法に相当する。

1987年の法制定時には、法案提出から議決までわずか1か月間というきわめて短い審議による法制定に対し、拙速であるとの批判が高まった。直後に予定されていた大統領選挙の女性票を意識し、与党が綿密な検討もなく制定したとの指摘もある。

制定された法律に対しては多くの問題点が指摘され、法案可決直後から改正運動がおこった。特に「同一労働同一賃金」の規定がなかったことを重大な欠陥とした批判は、施行直後の1989年の改正につながった。

制定時に導入された「育児休職制度」については、適用対象者を「女性労働者」としていたことに批判が高まり、1995年の改正においてようやく「女性労働者またはそれに代わる男性労働者」と規定された。

1999年の改正では、「間接差別」の概念が導入され、表面上は男女同一が人事や福利厚生支給条件とされていても、事実上、ある一方の性が充足し難い基準がある場合、これを男女差別として認め、救済する道が開かれた。

続いて2001年8月には、同法の全面改正がなされた。これまで適用範囲を常時労働者5名以上の事業所としていたが、全ての事業所に拡大した。また、法の実効性を高めるため、処罰条項を強化した。その他、間接差別規定の具体化、職場内セクシュアル・ハラスメント禁止の規定、育児休職対象者の範囲拡大、育児休職期間中の

解雇禁止規定を新設した。

さらに、2005年5月に部分改正がなされ、2006年1月からの施行を予定している。これは母性保護負担の社会化を目的とするものであり、後述の2.母性保護関連法の整備において詳しく述べる。

(2) 現行規定の概要

このように、制定直後から度重なる改正を経ている男女雇用平等法は、現在、どのような内容となっているのだろうか。現在の法律の主な内容について、以下に紹介する。

この法律は、第1章：総則、第2章：雇用における男女の平等な機会保障及び待遇等、第3章：母性保護及び職場と家庭生活の両立支援、第4章：紛争の予防と調停、第5章：補則、第6章：罰則の全6章39か条と附則からなる。

この法律の目的は、憲法の平等理念に基づき、雇用における男女の平等な機会及び待遇を保障する一方、母性を保護し、職場と家庭生活の両立並びに女性の職業能力開発及び雇用促進を支援することにより、男女雇用の平等を実現することである（第1条）。

差別の定義については、「事業主が労働者に対し、性別、婚姻、家族上の地位、妊娠又は出産等の事由により、合理的な理由なく採用又は労働の条件を異にすること」と規定する。

間接差別の概念が導入されており、ある条件を同一に適用していたとしても、その条件を充足させることのできる者が他の一方の性に比して顕著に少なく、特定の性に不利な結果をもたらしており、かつ、その条件が正当なものであることを立証することができない場合にも、これを差別とみなす。

また、ここでは差別とみなさない例外として、①職務の性質上、特定性が不可避に要求される場合、②労働女性の妊娠、出産、授乳等、母性保護のための措置をとる場合、③現存する差別

を解消するために、国、地方自治体又は事業主が暫定的に特定性を優遇する措置をとる場合、の3つを挙げている。

職場内におけるセクシュアル・ハラスメントについては、「職場内の地位を利用し、又は業務と関連し、他の労働者に性的な言動等により性的屈辱感若しくは嫌悪感を抱かせ、又は性的言動その他の要求等に対し応じないことを理由に雇用上の不利益を与えること」と定義している。(以上、第2条)

この法律は労働者を使用する全ての組織に適用され(第3条)、労働者や事業主、国及び地方自治体は、男女雇用平等のための職場環境の整備等に努力するよう求められる(第4条)。総則では、このほかに、労働省長官の施策策定・施行義務(第5条)、男女雇用平等基本計画の策定(第6条)についても定めている。

第2章(雇用における男女の平等な機会保障及び待遇等)は、第1節:男女の平等な機会保障及び待遇、第2節:職場内セクシュアル・ハラスメントの禁止及び予防、第3節:女性の職業能力開発及び雇用促進の3つの節に分かれている。

第1節では、募集、採用、賃金、教育、昇進及び解雇における男女差別の禁止について定める。募集及び採用において男女を差別してはならず、女性労働者を採用するにあたって職務の遂行に必要としない容貌、身長、体重等の身体的条件、未婚かどうか等の条件の提示を要求してはならない(第7条)。同一労働に対しては同一賃金が支払われなければならない、賃金差別を目的に事業主により設立された別個の事業については、同一の事業とみなす(第8条)。賃金外の商品補助、資金融資等においても、男女を差別してはならない(第9条)。教育、配置及び昇進(第10条)、定年、退職及び解雇(第11条)における差別も禁じられる。また、事業主は女性の婚姻、妊娠又は出産を退職事由として予定

する労働契約を締結してはならない(第11条)。この第11条については、事業主がこれに違反した行為をした場合には、5年以下の懲役又は3,000万ウォン^(注30)以下の罰金を科す(第37条)。

第2節では、職場内セクシュアル・ハラスメントを禁じ(第12条)、事業主は予防教育を実施するよう定める(第13条)。職場内セクシュアル・ハラスメントが発生した場合の措置として、事業主は、行為者に対し懲戒その他の措置を執らなければならない、被害者に対し解雇その他不利益な措置を執ってはならない(第14条)。

第3節では、職業安定機関による女性のための職業指導(第15条)、あらゆる職業能力開発訓練における男女の平等(第16条)、女性雇用の促進(第17条)について定める。

続く第3章(母性保護及び職場と家庭生活の両立支援)では、2005年5月に改正法案が可決されたばかりの産前産後休暇に対する支援(第18条)のほか、育児休職(第19条)、職場と家庭生活の両立支援(第20条)、保育施設(第21条)および福祉施設(第22条)について定める。第3章については、後述の「2.母性保護関連法の整備」において述べる。

第4章では、紛争の予防と調停について定める。労働省長官は、差別や職場内セクシュアル・ハラスメントに関する相談を実施する民間機関を支援することができる(第23条)。各職場内では、労使が共に推薦する1名を「名誉雇用平等監督官」として選出し、差別やセクシュアル・ハラスメント発生時の相談や助言、法令違反に関する改善の建議や監督機関への申告を行う(第24条)。紛争は可能な限り職場内で解決できるよう職場内苦情処理委員会を制度化するが(第25条)、地方労働行政機関におく「雇用平等委員会」に調停を申請することもできる(第26~30条)。

第5章(補則)では、この法律の実効性を確保するために、労働省長官は、雇用平等の履行

調査等を行ってこれを公表することができる（第32条）と定める。国及び地方自治体等は、女性の就業促進や福祉増進に関連する事業について経費の全てまたは一部を補助することができる（第35条）。

第6章では、退職等に関する差別について5年以下の懲役又は3,000万ウォン以下の罰金を科するのを最高に、セクシュアル・ハラスメントの被害者を解雇した者等を対象とする3年以下の懲役又は2,000万ウォン以下の罰金、募集採用において差別を行った事業主に科する500万ウォン以下の罰金等を定める（第37条）。同法では両罰規定を採用し、行為者本人を罰するほか、法人に対しても同様の罰金刑を科するよう規定している（第38条）。

(3) 今後の課題

以上のように、韓国における男女雇用平等法は、数回にわたる改正を経て、間接差別概念の導入や罰則の強化がはかられ、制度的には相当発展しているといえる。

一方で、非正規職の増加に伴って巧妙な間接差別が増加していることから、法の実効性を高めるために引き続き補完・改善が必要であり、特に間接差別のより具体的な基準作りが必要であるとの指摘もある^(注31)。

なお、2003年、国連の女性差別撤廃委員会は、日本政府に間接差別禁止のルール化を勧告しており、2006年に予定される男女雇用均等法改正を前に、間接差別概念の導入が議論のポイントになっている。また、改正の論点項目にはセクシュアル・ハラスメントも加わっている。この点からも、韓国の先例は参考に値するだろう。

2 母性保護関連法の整備

韓国統計庁が2005年8月に発表した「2004年度出生・死亡統計結果」^(注32)によると、韓国における合計特殊出生率（15歳～49歳の女性1人が生

涯に出産する平均新生児数）は、昨年の1.19を下回り史上最低の1.16となった。女性労働者の増加と共に、出生率の増加にも取り組まねばならない韓国にとって、母性保護の強化は大きな課題である。現在、韓国の関連法は、母性保護についてどのように規定しているのだろうか。

韓国における母性保護関連法は、前述の男女雇用平等法と、労働基準法、雇用保険法の三法である。2001年、これらの母性保護関連三法の関連条項が一斉に改正された。この改正は、母性保護に必要な負担を社会が分担することを法的に定め、家庭と職場の両立支援の強化が行われた点で、韓国の母性保護法制における転換点ともいえるべきものであった。

具体的な内容としては、これ以前は60日であった産前産後休暇を90日に拡大し、この拡大した30日の給与支給については雇用保険から賄うこととした。有給育児休職（1歳まで）の対象を全ての労働者に拡大し、育児休職給付として1か月20万ウォンの支援金（2005年現在は40万ウォン）を雇用保険から支給する等、出産育児のコストを社会が負担するよう法的に定めた。その他、出産や育児休職の取得を理由とする差別的解雇を実施した企業に対し罰金額を大幅に引き上げる改正もなされた。

これら母性保護関連三法については、出産・育児に関するコストの社会負担を拡大することを目的に、2005年にもさらなる改正案が国会において可決された。具体的には、産前産後休暇90日に対する雇用保険基金からの給付を、現行の30日（60日は事業主支給）から、職員数が300名未満の中小企業に限り90日に拡大するものである。また、流産・死産休暇についても法制化された。

2005年の改正法案では、非正規職に就く女性の増大に伴い妊娠出産の際に労働契約を解約する事例が多発していることから、「産前産後休暇期間及びその後30日間は再契約の拒否等、契

約満了を理由とする労働契約の解約も禁止する」という改正案が出ていた。しかし、この点については、「女性の雇用に否定的な影響を及ぼす可能性がある」との理由から、小委員会での審議において削除された。

現在、労働基準法の母性保護関連条項は、休暇期間を除けばわが国とほぼ同様である。妊娠婦の有害事業への使用の禁止（第63条）や夜間休日勤務の禁止（第68条）、時間外労働の制限（第69条）等を定め、特に妊娠婦の保護は、第72条（妊娠婦の保護）において、90日の保護休暇（産後45日以上）を規定し、妊娠16週以後に流産又は死産したときにも保護休暇の取得が可能である。これら休暇のうち、少なくとも60日は有給である。ただし、男女雇用平等法第18条の規定（後述）に従い、産前産後休暇給付等が支給されたときには、その金額の限度内で支給の責任を免ずる。その他、育児時間もわが国と同様に生後1年未満の乳児を有する女性職員の請求があるときは1日2回各々30分以上の有給授乳時間を定める（第73条）。

男女雇用平等法では、母性保護と家庭との両立について第3章（母性保護及び職場と家庭生活の両立支援）において規定している。産前産後休暇又は流産・死産休暇を使用した労働者のうち大統領令で定める一定の要件に該当する者に対し、国は通常賃金に相当する金額を休暇の期間中支給し、これを事業主が支給したものとみなす。これに必要な財源は、一般会計及び社会保障基本法による社会保険により、国が分担することができる（第18条）。生後1年未満の乳児を有する労働者は育児休職を申請できる（第19条）。育児休職を理由とする解雇その他の不利な処遇は禁じられ、育児休職期間中は当該職員を解雇することはできない。復帰後、事業主は、休職前と同一又は同水準の賃金を支給する職務に復帰させなければならず、休職期間

を労働期間に含める。

職場と家庭生活の両立支援（第20条）においては、休職者の生計費用と事業主の雇用維持費用の一部を国が援助することができる^(注34)と定める。保育施設（第21条）については、大統領令が定める一定規模以上の事業主に「職場保育施設」の設置を義務付ける。これは乳幼児保育法第14条（職場保育施設の設置）でも定めており、単独での運営が難しい場合には共同で運営し、又は地域の保育施設と委託契約を締結することができる^(注35)と規定する。設置できない場合には、近所の保育施設利用に必要な費用の5割以上を保育手当として労働者に支給するとしている。大統領令によれば、現在、女性職員300名以上又は職員500名以上の組織に対して職場保育施設設置・運営の義務を課している（乳幼児保育法施行令第20条）。国及び地方自治体は、仕事をもつ女性のための教育、育児、住宅等の共同福祉施設を設置することができる（第22条）。

また、2004年には、幼児教育法の制定、乳幼児保育法の改正が行なわれ、保育施設の量的拡大のみならず、質的改善のための法的な枠組みが定められた^(注36)。

労働省の発表によれば、出産育児休職の拡充は着実な成果をあげている。特に2005年1月から7月末までには、育児休職者が前年同期比20.7%増加し、産前産後休暇取得者も7.8%増加した。男性の育児休職取得者も未だ数少ないとはいえ着実に増加し、昨年同期の88名に比し40.9%増の124名となっている^(注37)。

3 女性企業支援法

女性企業支援法は、世界でも数少ない、女性が経営する企業に対する優遇策を盛り込んだ法律である。正式名称は「女性企業支援に関する法律」であり、1999年に制定された。

同法の制定後、政府は、女性の経営する企業を体系的に支援するための「女性企業の実態調

査」の実施や、「女性企業専門情報システム」の構築、女性創業（起業）保育センターの運営、女性企業優秀商品博覧会、女性デザイナーファッションショー、海外市場開拓団や海外研修団の派遣を通じた女性企業に対する支援事業等、起業活性化や競争力強化のための多様な事業を遂行してきた。同法の制定により、2000年には全企業のうち35.1%であった女性企業は徐々に増加し、2003年には37.2%となっている。^(注38)

2005年5月には、一部改正法案が可決された。これまで同法が支援するのは「女性が経営する企業」であり、男性が経営する企業において最高意思決定にかかわる女性役員等に対しては特に支援してこなかった。これは、「女性の経済活動を高める」という法律の趣旨に反するとし、男性の経営する企業であっても、当該企業の最高意思決定に参加する女性であれば、支援対象に含めるよう改正した。

同法は、全21か条と附則からなる短い法律である。

この法律の目的は、女性企業の活動と女性による起業を積極的に支援することにより、経済領域における男女の実質的な平等を試み、また、女性の経済活動と女性経済人の地位を高めることにより国民経済の発展に貢献することである（第1条）。「女性企業」とは女性が所有し又は経営する企業であり、「女性経済人」とは企業の役員として最高意思決定に関わる女性である（第2条）。国及び地方自治体には、女性の起業や女性企業の企業活動を促進するために資金、人材、情報、技術及び販路等の分野において総合的な支援と事業活動機会を均等に保障する努力が義務付けられる（第3条）。

公共機関が女性企業に対し不合理な差別的慣行や制度を施行している場合、中小企業庁長官は、是正を要請できる（第4条）。中小企業庁長官は、女性企業の活動を促進するための基本計

画を毎年策定し推進する（第5条）。中小企業庁傘下に女性企業活動促進委員会を設置し、基本計画や女性の企業活動促進に関する重要事項を審議する（第6条）。中小企業庁長官は女性企業の活動現況及び実態把握のために2年毎に実態調査を実施する（第7条）。

中小企業庁は中小企業起業支援計画内に女性の起業促進のための計画を策定し、起業支援関連の事業において特例措置を設ける（第8条）。公共機関の長は、女性中小企業が生産する物品の購買を促進しなければならない（第9条）。

国及び地方自治体は、資金支援について女性企業を優遇し（第10条）、女性企業を対象に経営能力や技術水準の向上のための研修等を行うことができ（第11条）、韓国デザイン振興院は女性企業のデザイン開発促進のために努力しなければならない（第12条）。

女性経済人の共同利益の増進及び健全な発展並びに女性の起業活動促進を効率的に行うため、韓国女性経済人協会を設立し（第13条）、女性経済人への研修、情報提供、起業への支援等の活動を行う（第14条）。また、同協会は教育、訓練、研修、相談等のサービスを提供する女性企業総合支援センターを設立することができ、政府はこの設立や運営に関して資金等を援助することができる（第15条）。国及び地方自治体は、同協会の事業のために国有財産や公有財産を無償で貸し付けることができ（第16条）、税制による助成措置（第17条）についても定める。

このほか、類似名称の使用禁止や、使用した場合の過料、中小企業庁による指導・監督等について規定している。

4 その他の雇用関連法

女性の雇用に関しては、これらの法律のほか、以下の各法律においてクォータ制、人材育成等を定めている。

(1) 教育公務員法（クォータ制度の導入）

大学教員（教授、助教授、専任講師）のうち女性教員の占める比率は、1970年の9.5%から2003年の16.7%と増加の傾向にある。しかし、大学生のうち女子学生が占める比率（上記の期間において22.3%→36.3%）や博士課程取得女性の比率（同3.6%→22.9%）の増加には追いついていない。また、私立大学の女性教員比率が16.0%であるのに比して、国公立大学における女性教員比率は8.8%と低い。1997年から2001年における国公立大学の教授任用の調査結果では、男性志願者が11.0%採用されているのに対して女性志願者は6.6%の採用率であり、その格差は大きい。また、男性に比して女性は時間講師（非常勤講師）である率が非常に高い。^(注39)

このような現状を是正するため、2003年、教育公務員法が改正され、女性教員の任用を拡大するための積極的措置の法的根拠がおかれることになった。具体的には、教員任用において男女平等を推進するために、大学の人事委員会に女性委員を一定比率で含めるよう義務付けるものである（第5条）。また、第11条の4（両性平等のための任用計画の策定等）を新設し、国及び地方自治体に対し両性平等任用政策の策定と実施を義務付け、大学長にも、任用が一方の性に偏重しないよう3年毎に任用目標比率を明示した任用計画等の策定を義務付けた。国及び地方自治体は、大学の積極的措置の推進実績を評価し、行財政的支援を行うことができる。

この改正後、2005年8月には、ソウル大学の女性教員の比率が初めて10%を超えた。2000年の時点では6.95%であり、数年の間に急激に増加している。^(注40) ちなみに2003年現在、東京大学の教員（教授、助教授、講師）に占める女性の比率は、4.7%である。^(注41)

(2) 女性科学技術人材法

女性科学技術人材法の正式名称は「女性科学

技術人材育成及び支援に関する法律」であり、2003年6月より施行している。

近年、韓国では若者の理工系離れによる科学技術の衰退とそれに伴う国力低下の懸念から、科学技術人材の育成及び支援に関して法的に規定する傾向がみられる。^(注42) この法律は、その対象を女性に絞ったものである。理工系離れによる国際競争力の低下を防ぐための方法の一つとして、潜在力が大きい女性人材を科学技術分野に積極的に誘導し、活用することができるような条件を整えるものである。

具体的には、政府による基本計画及び年度別施行計画の策定、実態調査の実施、理工系進学促進、理工系大学における女子学生比率の適正維持の勧奨、優秀な女子学生への奨学金や研究奨励金の支援、女性科学技術者の研究能力向上のための支援、積極的措置、科学技術者の妊娠、出産、育児等によるキャリア中断からの再復帰支援、女性科学技術者支援センターの設置等を定めている。

雇用関連法におけるクォータ制やポジティブ・アクションの導入は民間企業にも影響を与えており、LG電子が新規採用枠のうち20%を女性に割り当てるなど、採用においてクォータ制を取り入れる企業も増加している。^(注43)

Ⅲ 家族

韓国では、儒教文化の影響により、一般的に伝統的な家族観が根強く存在している。子どもと家族に関する国際比較調査においても、「男の子は男らしく、女の子は女らしく育てるべきである」、「子育ては生まれつき女性の方が男性よりも適している」等の意見を肯定する者の割合が、日米に比して高い。^(注44)

しかし、経済成長と民主化の進展につれて、家族の構成や形態は大きく変化した。三代代以

上が同居する大家族が減少し、核家族、夫婦のみの世帯、単身世帯の増加がみられる。三世代以上が同居する大家族は1975年の20.1%から2000年には13.8%に減少、核家族は68.9%から70.0%に若干増加し、夫婦のみの世帯は6.7%から10%に、単身世帯は4.2%から5.0%に増加している。

また、最近の韓国社会において注目に値するのは、婚姻の減少と離婚の著しい増加である。1980年と2002年を比較してみると、婚姻数が4分の3に減少した一方で、離婚数は6倍以上に増加している。^(注45)1990年の家族法改正により離婚関連の手続きが簡素化した影響もあり、結婚に対する離婚比率は、1980年の5.9%から2002年には47.4%と8倍になった。

このような家族形態の変化に加え、女性の社会進出が拡大し、家族の有り方は変容している。しかしその反面、家事や育児負担は、相変わらず女性が担っているのが現状である。特に家事については、専業主婦の場合はいうまでもなく、共働きの場合でも、女性が1日平均3時間45分を家事にあてている一方で、男性の家事時間は32分にとどまっている。^(注46)

ここでは、こうした背景のもとで展開した法制度の変遷を、民法改正による戸主制度の廃止、2005年1月から施行されている健康家族基本法並びにドメスティック・バイオレンス等の家庭における暴力に関する2つの法律についてふれながらたどっていくこととする。

1 民法改正—戸主制度の廃止

戸主制度とは、戸籍上の家長（戸主）を、父親から長男、孫（男子）へと、父系優先で継承する制度である。父親は、家長として大きな権威を持つことになる。^(注47)

わが国においては戦後、民法上の「家制度」が廃止されたが、韓国ではつい最近まで「父系による一族継承」が重視されてきた。この戸主

制度について、民法は「妻は夫の家に入籍する」「子は父の姓及び本（本貫＝氏族発祥の地）^(注48)を継ぎ、父家に入籍する」と定めていた。

このため、韓国では男児の出生を望む傾向が強い。1人目の子どもの出生比率（生まれた子どものうち、女子を100%とした場合の男子の比率）は105.2%だが、2人目で106.2%、3人目、4人目になると132.0%、139.1%と明らかな増加を見せる。^(注49)地方に行くほど、この傾向ははっきりする。政府は胎児の性別判定を禁止するために医療法の改正を行っているが、現在でも不法に女兒を中絶するケースは年間数万件に達するといわれる。

1960年の民法制定後、この戸主制度の廃止を求める市民運動は活発に行われてきた。2001年には、戸主制を規定している民法の条項には違憲の疑いがあるとの違憲審判審査の申請がソウル地裁などから相次いで憲法裁判所に提出され、大きな論議を呼んだ。

男児選好の問題以外にも、戸主制には様々な問題が指摘される。第一に、夫婦が離婚する際に、母親が子どもを引き取るとしても、子どもを自身の戸籍に入れることができず、子どもは離婚した夫の戸籍に入ったままである。再婚した場合には、子どもは新しい夫の戸籍に入ることができないため、家族全員がばらばらの姓という現象が起きる。そのため、再婚しても結婚届を出さないケースが多いといわれている。

また、戸主継承順位が「長男—孫（男子）—娘—妻」の順に規定されているため、若い年齢の息子や孫が戸主になるという不合理性がある。婚外子が男子の場合、戸主が死亡した際には、婚外子が戸主となる可能性もある。

一方で、戸主制の廃止に反対する声も根強かった。戸主制の淵源を朝鮮王朝時代に遡ると認識している儒教界では、「歴代にわたって伝承されている」戸主制度は「国民の大部分が守っている社会倫理」であり、戸主制度の廃止は家

族の解体につながるとして反対してきた。

盧武鉉大統領は、大統領選挙時の公約として戸主制の廃止を掲げて当選し、省庁横断的な組織である「戸主制廃止推進企画団」を設置した。2005年2月には、これまで戸主制に対する意見表明を躊躇してきた憲法裁判所が、戸主制度に対する違憲決定を下した。

続いて3月には、戸主制度の廃止を骨子とする民法改正案が可決されるに至った。改正民法は、2008年1月から施行される。

主な改正内容は以下の通りである。

第一に、「戸主」に関する規定と「戸主制度」を前提とする入籍等の規定を削除する。「戸主」と構成員の関係として定義されていた「家族」の規定については、新たに定める。

第二に、子は、父の姓と本を継ぐことを原則とするが、婚姻時の父母の協議により母の姓と本を継ぐことができる。また、子の福利のため姓と本を変更する必要があるときは、父又は母等の請求により法院（裁判所）の許可を得て変更することができる。

その他、憲法裁判所が違憲決定を下していたにも関わらず、改正措置がとられていなかった「同姓同本禁婚制度（殆ど血のつながりがなくても、同じ姓と本を有する者同士であれば結婚を禁じるという制度）」の廃止と近親婚禁止制度への転換、女性に対する6か月の再婚禁止期間を削除する改正も同時に行われた。

この改正によって、韓国家族法の「伝統」とされる一方で、長年にわたり男女平等の法的な障害と指摘されていた戸主制度が廃止されたことにより、韓国における家父長制は、法制度的にはピリオドを打ったことになる。

2 健康家庭基本法

健康家庭基本法は、2003年12月に国会において可決された法律であり、2005年1月から施行

されている。家族問題の多様化に対応し、結婚や家庭、家族、育児、夫婦の問題を個人レベルでの解決から国の福祉レベルでの解決に引き上げることを目的とした法律である。同法はまた、家庭中心の統合的福祉サービスシステムを確立する制度的根拠となるものである。

この法律の制定が検討され始めた背景には、社会、価値観、生活様式の急激な変化に伴い、家庭における育児等の伝統的な機能が不全に陥り、特に家出や自殺の頻発、離婚増加などの「家族解体」が深刻な社会現象となった点が挙げられる。^(注50)

その概要を見ると、家族を重視した、きわめて「韓国的」な性格が顕著な法律である。法律というよりは、道徳的な規範という印象を人に与える規定もあり、後述のような「家庭」をめぐる議論を惹起している。

同法は、第1章：総則、第2章：健康家庭政策、第3章：健康家庭事業、第4章：健康家庭専門担当組織等、第5章：補則の全36か条及び附則からなるもので、概要は以下の通りである。

この法律は、健康な家庭生活の営みと家族の維持及び発展のための国民の権利、義務並びに国及び地方自治体等の責任を明らかにし、家庭問題の適切な解決策を講じ、家族構成員の福祉増進に貢献する支援政策を強化することにより、健康家庭の実現に寄与することを目的とする（第1条）。家庭は、個人の基本的な欲求を充足させ、社会統合のために機能することができるよう維持・発展させなければならない（第2条）。「家族」とは、婚姻、血縁、養子縁組により成り立つ社会の基本単位である。「家庭」とは、家族構成員が生計又は住居を共にする生活共同体であり、構成員の日常的な扶養、養育、保護及び教育等が成り立つ生活単位である。「健康家庭」とは、家族構成員の要求が充足され、人間らしい生が保障される家庭である。（以上、

第3条)

国民は、家庭の構成員として安定し、人間らしい生活を送る権利を有し、家庭の重要性を認識し、その福祉の向上のために努力する義務がある（第4条）。国及び地方自治体は、健康家庭の実現のために、必要な制度や施策を講じなければならない（第5条）。

家族構成員は、家庭生活の運営に参加し、お互いに尊重しなければならない（第7条）。国民は、婚姻及び出産の社会的重要性を認識しなければならない。国及び地方自治体は、出産育児に対する社会的責任を有する。（第8条）

家族構成員は皆、家族解体を阻止するため努力する。国及び地方自治体は、家族解体を阻止するための施策を講じなければならない（第9条）。毎年5月を「家庭の月」とし、5月15日を「家庭の日」とする（第12条）。

第2章では、組織や基本計画の策定について定める。主要施策を審議するための国の組織として中央健康家庭政策委員会を置き（第13条）、地方には市道委員会を設置する（第14条）。女性家族省長官は5年毎に健康家庭基本計画を策定し（第15条）、関係行政機関の長や市道知事はこれに従い毎年の施行計画を策定、施行する（第16条）。

第3章では、健康家庭事業について定める。家庭に対する支援（第21条）、子女養育支援の強化（第22条）、家族単位の福祉増進（第23条）、家族の健康増進（第24条）、家族扶養の支援（第25条）の他、民主的かつ両性平等な家族関係の増進（第26条）等の規定も見られる。離婚予防及び離婚家庭への支援（第31条）や、健康家庭教育として国や地方自治体が「結婚準備教育」「父母教育」「家族倫理教育」等を実施するという規定（第32条）もある。

家庭問題の予防、相談や健康家庭維持のためのプログラムの開発等のため、健康家庭支援センターを設置し、そこに関連分野の学識と経験

を有する専門家である「健康家庭士」を配置する（第35条）。

同法は、制定までに紆余曲折を経た。女性運動団体等を中心に、この法律の掲げる「健康家庭」の概念について疑問が呈されたのである。非婚化・少子化現象への対策でもあるこの法律は、「健康家庭」を定義することにより、暗に「健康ではない家庭」の存在を前提としており、両親の離婚した家庭、片親の家庭、子どものいない夫婦、独身世帯等は「健康ではない家庭」と見られることになる。これに対し、特定の家族形態に対する公的支援が、他の形態の家族やその構成員を否定する可能性を生じさせるのではないかとの懸念の声があがったのである。

同法の制定に対し、保守的かつ典型的な家族形態を指向するものであり、現代の多様化した家族の形態に適応していないとの批判が高まり、「家庭」の定義について論争が巻き起こった。

法制定後もこの論議は続き、2005年6月には同法に代わる法案として、与野党議員による「家族基本法案」が国会に提出されている。この法案は、「健康家庭」の概念について、婚姻による家族だけを「健康な家族」と位置づけるのは非常に限定的であるとし、事実婚、シングルマザー等も家族の定義に含めるとするものである。

3 家庭暴力関連二法

近年、わが国においてもドメスティック・バイオレンス（以下「DV」とする。）が問題となり、2001年4月には「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（通称「DV防止法」）が制定・施行され、施行3年後の2004年6月には改正がなされている。

韓国では、わが国に一步先んじて1997年に家庭暴力関連二法が制定され、1998年から施行されている。この二法とは、「家庭暴力犯罪の処罰等に関する特例法」（以下「処罰法」という。）

と「家庭暴力防止及び被害者保護等に関する法律」（以下「被害者保護法」という。）の2つの法律を指す。処罰法は、家庭暴力の加害者に対する刑事手続の特例を定めた法律であり、被害者保護法は、被害者保護のための福祉政策を規定した法律である。

この2つの法律のタイトルにもある「家庭暴力」とは、わが国において一般的に使用される「家庭内暴力」とは若干意味が異なり、配偶者やパートナーからの身体的、精神的、性的な暴力などのDV、老親に対する子どもの暴力、児童虐待、老人虐待等も含む広い範囲での家庭内における暴力を指すものである。

韓国では、民主化の進展と共に、これまで家庭内の問題として暗に容認され、隠蔽されてきた家庭暴力が表面化した。韓国の家庭における夫婦間暴力の発生率は31.4%であり、これは米国や香港に比して約2倍以上である^(注51)。1983年には民間団体である「女性の電話（女性ホットライン）」が設立され、DVに関する調査の実施、避難シェルターの開設などを開始している^(注52)。2つの法律は、この「女性の電話」を始めとする女性団体の活発な運動により制定にいたったといえる。以下に、これらの法律の概要について述べる。

(1) 処罰法

処罰法は、第1章：総則、第2章：家庭保護事件、第3章：保護処分、第4章：罰則の全4章65か条からなる。

この法律の目的は、家庭暴力犯罪の刑事処罰手続に関する特例を定め、家庭暴力犯罪を犯した者に対し、環境の調整及び素行の矯正のための保護処分を行うことにより、破壊された家庭の平和と安定を回復し、健康な家庭をつくり被害者及び家族構成員の人権を保護することにある（第1条）。

このことからわかるように、この法律の目

的は、加害者に対する処罰と被害者の人権保護に限定されない。家庭暴力再発防止のための加害者の矯正と、家庭の再建にも重点をおいている。モデルとなったのは、更生を目的とする少年法であるといわれている。

家庭暴力については、この法律を優先的に適用する（第3条）が、家庭暴力による結果生じた殺人、傷害致死等は、当然この法律に定める家庭暴力には含まれず、刑事処分の対象となる。

わが国のDV防止法は配偶者及び元配偶者間の暴力を想定しているが、韓国の処罰法が想定するのは、①事実婚を含む配偶者及び配偶者関係にあった者、②養子関係を含む直系の尊卑属関係者及びその関係にあった者、③継父母と子の関係又は嫡母と庶子の関係にある者及び過去にその関係にあった者、④同居する親族関係にある者とされ（第2条）、児童虐待も含む広範囲な家庭暴力を想定している。

家庭内に隠蔽されやすいこれらの暴力を顕在化させるため、関係者の申告義務（第4条）を定め、警察による「応急措置」の制度を規定している（第5条）。この規定により、申告を受けた警察官は直ちに現場に向かい、暴力行為の制止及び犯罪捜査などの応急措置をとることを義務づけられている。これらの規定は、「家庭内の問題だから」と、事件として対処しない傾向のある家庭暴力の顕在化を目指している。

この法律における保護処分は、①被害者への接近の制限、②行為者の親権行使の制限、③保護観察法による社会奉仕及び受講命令、④保護観察、⑤保護施設への監護委託、⑥医療機関への治療委託、⑦相談所等への相談委託があり、複数の処分を併科することもできる（第40条）。必要であれば、1回に限りその種類及び期間の変更が可能である。

家庭暴力の場合、「近所の手前」「配偶者が刑務所に入ると生活ができない」「報復が心配」等の不安から通報を躊躇し、家庭内に隠蔽され

る傾向があるが、同法で定める保護処分は刑事処罰ではないことから、被害者が通報しやすくなるという利点も指摘されている。^(注53)

検事には、保護処分とするか刑事訴追するか
の裁量権が与えられているが、被害者の意思を尊重するとしている。刑事訴追とした場合でも、裁判所の判断により家庭法院（家庭裁判所）に送致することが可能である。

保護処分という制度は、加害者に対しては、暴力について再考する機会を与え、更生のためのプログラムにしたがって家庭崩壊させることなく円満な家庭を築かせることができるとして、実務に携わる弁護士、検事、判事からも高く評価する声も聞かれる。^(注54)

その一方で、法施行後も相談機関に寄せられる家庭暴力の相談件数は増加の一途をたどり、件数の増加だけではなく暴力の凶暴化も問題となった。そのため、2002年には現状を踏まえて被害者の保護をより強化する内容の改正が行われた。^(注55)

2004年には、さらなる改正が行われた。この法律で定める家庭暴力犯罪のうち、親告罪や反意思不罰罪（被害者が犯人処罰を願わないという意思表示を行ったり、処罰に対する意思表示を撤回した場合には、犯人を処罰できないもの）に該当する事例に関しては、被害者の告訴がなかったり不処罰の意思表示がある場合には不処分決定をするよう規定していた（第37条第1項）。しかし、報復への恐怖心から、内心では処分を望みつつもその意思表示ができない被害者が潜在的に多数おり、深刻な家庭暴力を放置する結果となる可能性がある。そのため、このような場合にも保護処分の対象となりうるよう改正が加えられた。^(注56)

さらに2005年6月、与党議員87名による改正案が国会に提出されている。同改正案の提案理由においては、現在までの処罰法の施行結果について、「加害者の改善のみならず被害者の保

護にも不十分な状態であるとの批判は免れない」とし、加害者への統制と矯正をいっそう強化する一方、被害者保護のための措置を実効性あるものにするとしている。

主な改正点としては、この法律において定義する家庭暴力の範疇に夫婦間における強制的な性行為等を含め、判事が被害者保護のために必要と認めた場合には、加害者に対し住居からの退去、被害者の住居又は職場等から100メートル以内の接近を禁じ、電話、FAX、電子メール等の遠距離通信手段により被害者及び家族構成員に近付く行為を禁止する被害者保護命令を発することができるようにすること等がある。

その他、合計で13項目の規定について改正を加える大幅な改正案であり、今後の審議経過が注目される。

(2) 被害者保護法

被害者保護法は、全22か条と附則からなり、被害者保護のための福祉政策を規定した法律である。

この法律の目的は、家庭暴力を予防し、被害者を保護することにより健全な家庭を育成することである（第1条）。国及び地方自治体の責務（第4条）、相談所及び保護施設の業務、設置及び運営（第5条～8条）、これらの監督及び認可、経費の補助、営利を目的とする施設運営の禁止、秘密厳守の義務等を定める（第10条～16条）。相談所や保護施設の長は、保護等に関しては被害者の意思を尊重しなければならない（第9条）、医療機関は、相談所や保護施設の要請により被害者の治療保護を行う（第18条）。その他、罰則、両罰規定、過料について定める（第20～22条）。

2003年、国会において改正案が可決され、2004年1月から施行されている。これまでは、家庭暴力の被害者の治療費用について、加害者負担が明記され、国及び地方自治体が一時的に

負担した場合には、加害者に対し求償すると規定されていた。しかし、この時の改正により、加害者が国民基礎生活保障法（わが国の生活保護法に相当する）による保護の対象者であったり、障害者である場合、又は被害者が保護施設に入所している間に受けた治療に関しては、国及び地方自治体は求償権を行使しなくてもいいよう規定された。

さらに2005年6月には、前述の処罰法改正案とほぼ同時に、被害者保護法の改正案も国会に提出されている。

この改正案によれば、現行法は「健全な家庭の育成及び家庭の保護と維持」を基本前提にしており、被害者に対する実質的な支援は充分でない状況である。そのため、改正案では「被害者保護と被害者支援」を法律の目的とし、被害者に対する迅速で適切な保護と支援を通じて、被害者が家庭暴力の危険から脱して主体的な人生を送れるよう保護及び支援体制を整備する、としている。

主な内容としては、被害者保護の拡充、公共機関による協力体制の構築、5年毎の実態調査の実施、政策審議のための機関設置などが挙げられる。処罰法の改正案と同様、今後の審議が注目される。

IV セクシュアリティ

近年の女性関連立法の波は、従来の私的領域への法的関与の拡大をもたらしたといえるが、特にその傾向が強いのがセクシュアリティの分野である。

韓国社会には性の問題をタブー視する傾向が未だ強く残っており、それは性暴力被害の届出の低さに現れているといわれる。しかし、法制度が整備されるにつれ、次第に届出件数が増加している。^(注57)

ここでは、性暴力特別法、性犯罪者の情報公

開を定める青少年性保護法、性売買関連二法について概要を述べる。これらの法律は、他の女性関連法と同様、女性団体の積極的な問題提起と法制定運動を通じて法制化されたものである。

性暴力特別法については、制定はもちろん、不備な点等の改正についても女性団体が積極的に関わっている。現国会（第17代国会、任期は2004年～2008年）においても、既に8件の改正法案が議員により提出されている。

性売買関連二法については、女性団体が草案を準備し、議員が発議し、関係省庁が修正案を提示する等、制定過程に三者が積極的に協力した「参加型立法モデルの成功例」として評価されている。^(注58)

1 性暴力特別法

(1) 現行法に至る経緯

性暴力特別法の正式名称は、「性暴力犯罪の処罰及び被害者保護等に関する法律」である。同法の制定は、性暴力に対する一般の認識を変化させ、告訴率の向上等をもたらしたとされる。^(注59) 1994年の制定後、数回にわたり改正されている。

同法が制定されるまで、性暴力に関する法律の規定は、刑法等多数の法律に分散しており、実際の運用においては各法律間の連携がとれておらず、実効性が低いという問題があった。また、強姦に関する規定が曖昧である点、少数の例外を除いて本人しか告訴できない親告罪である点、裁判過程において被害者の人権が保護されにくい状況にある等の問題も指摘されてきた。^(注60)

そのため、韓国女性団体連合の傘下に法制定推進委員会が結成され、活発な活動を行った結果、1993年末に国会において法律案が可決、1994年から施行されるに至った。

内容としては、既存の各法律に定められた性暴力犯罪のほかにも、親族による強姦等に対す

る加重処罰、障害者に対する準強姦、業務上の威力等による強制わいせつ等を新たに加えた。また、国及び地方自治体の性暴力犯罪予防義務を定め、被害者を保護するための相談所と保護施設を設置することや、加害者についても刑罰以外に保護監護制度の導入を行った。被害者保護の手段として、被害者の身元やプライバシーの保護、審理の非公開についても定めた。

しかし、近親間や未成年者に対する性暴力犯罪が増加し、現行法では不十分とする女性団体の改正要求をもとに、1997年には部分改正が行われた。基本的には、性暴力犯罪を効果的に予防し、被害者を保護するための規定の強化や、加重処罰について定められた。例としては、13歳未満の者に対する性暴力についての親告罪規定廃止、捜査・裁判過程において被害者保護のため信頼できる関係者の同席を許可するなどの条項を新設した。

続いて1998年には、社会問題となっていた「盗撮」に対して、5年以下の懲役又は1,000万ウォン以下の罰金に処する規制条項が新設された(第14条の2^(注61))。

さらに2003年には、調査過程において発生する可能性のある二次被害(セカンド・レイプ^(注62))を予防するための規定が加えられた。捜査機関による捜査や、裁判所における審理の過程において、被害者の心情を考慮せず、むしろ被害者の人権を侵害する事例が発生した反省から、改正されたものである。

この時の改正では、被害者陳述を聴取する際にビデオ等の映像物により陳述状況を録画し、これを公判における証拠として採用できると規定した。13歳未満の者又は障害者については、証人尋問の際に中継装置(ビデオ等)を使用することを可能とし、調査過程及び裁判過程において信頼関係にある者の同席を義務付けた。

(2) 現行法の概要

現行法は、第1章：総則、第2章：性暴力犯罪の処罰及び手続に関する特例、第3章：性暴力被害相談所等、第4章：罰則の全37条と附則からなり、概要は以下の通りである。

この法律は、性暴力犯罪を予防し、被害者を保護し、性暴力犯罪の処罰及びその手続に関する特例を規定することによって、国民の人権尊重と健康な社会秩序の確立に資することを目的とする(第1条)。国及び地方自治体は、性暴力犯罪を予防し被害者を保護する義務を負う(第3条)。性暴力犯罪の被害者を雇用している者は、これと関連して解雇その他の不利益を与えてはならない(第4条)。

第2章では、特定の性犯罪を犯した者に対する処罰を定め(第5条～第14条の2)、特に親族による性犯罪(第7条)、障害者(第8条)及び13歳未満の未成年者(第8条の2)に対する性犯罪については加重処罰を科する。業務上の威力をもって行った性犯罪についての処罰も定める(第11条)。

告訴期限は1年とするが、不可抗力による妨げがあった場合はこの限りではない(第19条)。

捜査や裁判を担当する等、事件に関わる者は、被害者の個人情報や公開してはならず、又は他人に漏洩してはならない(第21条)。

検事や警察官は被害者の年齢、心理状態または後遺障害の有無等を慎重に考慮し、調査過程において被害者の人格や名誉を傷つけてはならない。調査回数は必要最小限とする。被害者が13歳未満の場合又は身体もしくは精神に障害を有する場合には、法定代理人がこれを拒否する場合を除き、陳述内容及び調査過程をビデオ録画機等により撮影し、保存しなければならない。収録された被害者の陳述は、本人等の認定を経て証拠となりうる。(以上、第21条の2)

プライバシー保護のため、審理は非公開とする(第22条)。裁判所は、精神科の医師、心理

学者等の専門家に対し、行為者又は被害者の精神心理状態についての診断所見や被害者の陳述内容に関する意見を照会することができ、犯罪の調査・審理においては、この結果を斟酌しなければならない（第22条の2）。

裁判所は、この法律に定める性犯罪の被害者を証人とする場合、申請により被害者と信頼関係にある者を同席させることができる。特に13歳未満の者及び障害者である場合には、同席させなければならない。（第22条の3）

被害者が証人として審理に参加する場合、ビデオ等の中継装置による中継を通じて行うことができる（第22条の4）。被害者が公判に出席して証言するのが困難な場合における証拠保全の特例を定める（第22条の6）。

続く第3章では、性暴力被害相談所や保護施設の設置（第23条及び第25条）、業務（第24条及び第26条）、休止又は廃止（第27条）、閉鎖（第29条）、それらに対する監督（第28条）、国や地方自治体による経費補助（第30条）、秘密厳守の義務（第31条）、医療保護（第33条）について定める。

2005年8月末現在、国会に提出された議員による同法改正案は全部で8件ある。内容としては共通するものが多く、二次被害防止を強化するために、調査に女性警察官等の同席を義務付けるもの、被害者のプライバシー保護を強化するものが代表的な例である。

2 青少年の性保護に関する法律

2004年に発生した性犯罪歴のある者による女児誘拐・殺害事件をきっかけに、わが国においても性犯罪者の情報公開について議論されているが、韓国では、2001年に制定された青少年の性保護に関する法律（以下「青少年性保護法」という。）に基づき、ウェブ上で性犯罪者の情報公開を実施している。

この法律は全4章21か条と附則からなるもの

で、青少年への性暴力被害予防のための規定だけではなく、買春、買春斡旋等についても処罰を定めている。

この法律の目的は、青少年の性を買ひ、又はこれを斡旋する行為及び性暴力行為などから青少年を保護、救済することである（第1条）。従来に比べて買春等に対する刑罰が強化される一方、青少年側には、自らの意思による行為であっても、売春等について刑罰を科さず、青少年を保護するという側面を強く打ち出している。また、青少年保護施設や相談施設等の設置、運営や、青少年の健全育成についても定められている。

性犯罪者情報公開制度は、第20条において定められている。同条によれば、この法律で定められた犯罪行為に関し処罰が確定した者について、その人物情報（氏名、職業、生年月日、市・郡・区までの住所）及び犯罪事実の要旨を、国務総理直轄の青少年保護委員会ウェブサイトにおいて6か月間、政府庁舎と全国16の市・道の掲示板で1か月間公開し、官報にも掲載する。犯罪事実の要旨には、被害青少年の情報が特定される事項を含めてはならない。公開の決定基準については、犯罪者と被害青少年の年齢、犯行動機、犯行の手段と結果、前科、罪質、犯行後の状況等を考慮し、決定する。人権侵害との批判を考慮し、公開対象者やその家族に対する不当な人権侵害がないようにしなければならないとの規定もおかれている。

例として以下に掲げるのは、2004年7月に行われた第6次情報公開の内容である。

公開対象者は、2003年1月から6月の間に刑が確定した1217名のうち基準に従って選別された者で、全体の45%に相当する553名である。犯罪類型別には、強姦200名、強制わいせつ158名、買春129名、買春斡旋66名である。うち性別は男性530名、女性23名であり、外国人も7名含まれている。年齢は20代から60代まで多様

であり、30代が最も多い。

情報公開制度に関しては、個人のプライバシーを侵害し、一つの犯罪に対して2回の処罰を科すものだという反対もあったが、青少年に対する性犯罪が頻発するなかで、罰金や懲役などの処罰だけでは、社会の秩序を維持するのに不十分であるとの意見が大勢を占めた。世論調査によれば、国民の80%が公開制度を支持している。情報公開制度の是非をめぐっては、違憲審査も行われたが、2003年6月、憲法裁判所は、青少年性保護法の同条項について合憲との判断を下している。^(注64)

2004年には、この法律を管轄する青少年保護委員会が、再犯の可能性が高い犯罪者について顔写真や現住所を登録させ、該当地域の住民に対し公開する法改正案を推進すると発表した。しかしこの案については、国家人権委員会が人権侵害の可能性があるとの勧告を出し、頓挫している。^(注65)

2005年、青少年保護委員会は、前述の勧告を考慮し、情報公開の対象を縮小した改正法案を発表した。この改正案は2005年8月末現在、国会に提出されていないが、報道によれば、情報公開対象者を地域住民ではなく該当加害者による被害者や青少年関連教育機関の長のみ限定し、青少年を対象とする性犯罪の前歴がある者に対して、刑の確定後5年間は、青少年の保育・教育関連機関（学校、塾、幼稚園、保育施設、保護施設等）に就業すること又はこれを運営することを禁止する条項が含まれている。^(注66)

女性団体は、児童や青少年を対象とする性犯罪については、実際の発生件数の10%程度しか表面化していないと指摘し、この改正により性犯罪の予防効果が高まるものとして歓迎を表明している。

3 性売買関連二法—売春と人身取引の防止

性売買関連二法とは、性売買斡旋等の行為の

処罰に関する法律（以下「性売買処罰法」という。）及び性売買防止及び被害者保護等に関する法律（以下「性売買防止法」という。）の二つの法律を指す。^(注67)

これらは、1961年に制定され、殆ど死文化していた「売春行為等防止法」^(注68)に代わる法律として制定されたものであり、売春及び買春行為等（以下「性売買」とする。）の全般に関する規制と、被害者の保護について定めたものである。これらの法律はまた、近年その深刻さを増している国際的な人身取引を取り締り、防止し、かつ被害者を保護するための法的な措置でもある。韓国は2000年に「国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約を補足する人、特に女性及び児童の取引を防止し、抑止し、及び処罰するための議定書」に署名しており、この二つの法律はその批准に向けて制定されたものでもある。なお、米国国務省による『Trafficking in Persons Report：人身取引報告書（2005年版）』では、韓国は4年連続で「最低基準を遵守している」とされる第1層（Tier）に分類されている。^(注69)

性売買処罰法は、全4章28か条及び附則からなる。その立法趣旨は、「性売買供給者」（売春をする者）と「中間媒介者」（斡旋業者）を根絶するところにある。性売買目的の人身売買に対する処罰を規定し、罰則において性売買の強要や斡旋等の行為に対して形態別に細分化して量刑を強化している。斡旋等の行為により得た金品その他の財産上の利益は没収・追徴し、性売買を強要したり斡旋等を行ったりする者が売春する者に対して有する債権については、形式を問わず無効とする。

同法は、わが国でも問題となっている国際的な人身取引防止に関し、外国人女性に対する特例（第11条）を定めている。ここでは、外国人女性を人身取引の被害者として捜査する場合には、当該事件を不起訴処分にしたり公訴を提起するときまで、出入国法上の強制退去命令や収

容を猶予するよう定める。

性売買防止法は、性売買処罰法と同時に可決されたもので、全24か条と附則からなる。

性売買行為を防止し、人身取引により売春を強要された者や売春行為を行った者の保護と自律のための支援を行うための法律である。これらの者に対する援助施設の設置や、医療費援助、就業教育、法律の援助を行うことができるようにすることで、円滑な社会復帰と売春行為の再発防止を企図している。人身取引による被害者の救助のための捜査機関の協力（第12条）についても定める。

女性家族省は、これらの法律制定の意義として、まずは韓国社会において「性売買」が不法であるということを再確認し、これまで法律上売買春については二者間の関係と定めていたものを、斡旋行為が介在する三者間の関係であるとの観点にたって規定を整備することにより、女性の人権を蹂躪する斡旋行為に対して重点的に処罰できるようにした点を挙げている。

また、「性売買被害者」「性売買目的の人身取引」等の概念を初めて立法化したという点も、意義の一つとして挙げている。これらの概念の導入は、人身取引に対する法的規制に関して出遅れているアジア諸国において、先導的に立法化した模範事例であるとしている。

国会での可決から半年後の2004年9月から施行されたこれら2つの法律は、急速とはいえないものの、徐々に効力を発揮しているようである。ほぼ3ヶ月間の間に、釜山と仁川の二つの地域において、2259名の女性が「脱性売買」、つまり売買春の世界から足を洗うために相談を受けており、医療援助や法律援助を受けたのは各々402名と9名であった。また、職業訓練を受けた女性も60名にのぼっている。^(注70)

おわりに

間接差別概念や積極的措置（ポジティブ・アクション）の法律への導入、DVへの法的対処や人身取引規制への取り組み等、女性関連の法律について、韓国がわが国に先立って法制化した例は多い。

これには、何よりもまず、韓国国内の女性団体・NGOの活発な運動がその背景として挙げられるだろう。女性団体は韓国においては「女性界」と称される一つの大きな政治勢力であり、その提言や活動の動向は、各政党にとって共に無視することのできない存在となっている。

もう一つの背景要因として挙げられるのは、大統領の強力なリーダーシップである。夫人が女性運動家であった金大中元大統領の女性政策に対する強いリーダーシップはもちろん、盧武鉉大統領も、「女性界」として長年の懸案であった戸主制について明確に廃止を打ち出し、保守派の根強い反対を抑えて廃止することに成功している。また、性暴力特別法の制定に関しては、大統領選挙という特殊な状況がそれを可能にした一つの要因でもあったとの指摘がある。^(注71) 女性団体連合は、1992年の大統領選挙を前に、各政党に特別法制定を選挙の公約とするよう要請し、その結果をマスコミに発表した。その結果、全ての党が女性票を意識して特別法制定を公約に掲げたのである。

現在の韓国において、この二つの大きな力により、男女平等に向けた法制度が急速に進展しているのは間違いない。

しかし一方で、日常生活に根付いている慣習や固定観念を、法律の制定と施行のみにより変化させるのは非常に難しいのも事実である。

近年の女性関連の立法内容が先進的であればあるほど、現実がそれに追いつかない。これについて韓国女性開発院のある研究者は、「韓国の制度と法律は、女性の権利拡大には有利」だ

が、「制度と法律をうまく機能させるためにはまず、女性が自分たちの意識を変える必要がある」と指摘している^(注72)。

また、ここで紹介した女性関連法制に対しては、肯定的な評価に劣らず、批判的な声も少なくない。

これまでの韓国の女性政策は、一貫した原則の下で進展してきたわけではない。各省庁、政党が臨機応変に状況に対応し、選挙前の妥協や争い、圧力団体の動向などの影響を受けて、政治的に法律を制定した場合が多い。そのため、基本法の存在にも関わらず、法律と政策があちこちに突出しているような印象を受けるのである。男女平等の実現よりも、政治的な業績作りのために利用されたものも多い。

このような否定的な側面を差し引いても、韓国における女性関連法制の進展と立法化に向けたエネルギーには、目を見張るものがある。本稿執筆後も急激な展開の可能性があり、今後も韓国における女性関連立法の動きからは目が離せない。

注

* インターネット情報は全て 2005年8月31日現在のものである。

* 法案及び法律の条文については、韓国国会입법통합시스템(立法統合知識管理システム) <<http://search.assembly.go.kr/>>によった。

* 特に URL の記載がない韓国国内の新聞記事については、韓国言論財団の新聞記事データベース KINDS <<http://www.kinds.or.kr/>>を利用した。

(1) クォータ制とは、北欧諸国やフランスなどで導入されている不平等是正のための方策の一つであり、議会や審議会等において男女の比率に偏りがなく、女性の参入又は参画についてあらかじめ一定の割合を義務付ける制度である。

(2) 例として「WORLD AFFAIRS 女性『男尊』韓国

に挑む女たち」『NewsWeek 日本版』No.955, 2005.5.18, pp.28～29.

(3) 「외무고시 합격자; 女>男; 19명중 10명... 고시사상 첫 과반」(外務考試合格者; 女>男; 19名中10名考試史上初めての過半数)『朝鮮日報』2005.7.8. 及び「신년기획 여, 세상을 바꾼다④ 입법기관 대약진 부드러운 손으로 법을 요리한다(新年企画: 女性、世界を変える④立法機關大躍進—やわらかい手で法を料理する)」『朝鮮日報』2005.1.28.

(4) GEM の数値は、女性の国会議員、高官、管理職が全体に占める割合、専門職と技術職の割合、男女間の推定勤労所得比等から算出される。

(5) UNDP, *Human Development Report 1995*. New York : Oxford University Press, 1995, pp.76–85. <http://hdr.undp.org/reports/global/1995/en/pdf/hdr_1995_ch3.pdf> 及び UNDP, *Human Development Report 2005*. New York : UNDP, 2005, pp.299–306. <<http://hdr.undp.org/reports/global/2005/>>

(6) 韓国ではわが国を上回る急速な少子高齢化が進展しており、近年、それに対処すべく基本法が制定された。白井京「【短信：韓国】低出産・高齢社会基本法の制定」『外国の立法』226号, 2005.8, pp.201–206. を参照。

(7) この4つの分類については、「特集：ジェンダーと法」『ジュリスト』No.1237, 2003.1.1・15. を参考にした。

(8) 柳赫秀「大韓民国の男女共同参画を取り巻く状況の把握・分析」『男女共同参画諸外国等調査研究報告書—アメリカ、フィリピン、韓国—』内閣府男女共同参画局, 2003, p.136.

(9) 女性運動団体の政治勢力化については、梁京姫「韓国における女性政策の展開—女性をめぐる問題解決からジェンダー政策へ—」『経済学雑誌』105巻3号, 2004.12, pp.94–95.

(10) 発足当初の女性省については、白井京「【短信：韓国】政府組織法の改正—女性省の誕生—」『外国の立法』209号, 2001.6, pp.73–76. を参照。

- (11) わが国では一般に「権益」といえば国家が他国内に得たものを指すが、韓国語の「권익 (権益)」は一般的な「権利及び利益」を指す。
- (12) 「여성부의 여성가족부 확대 배경—국가 차원의 종합 가족정책 필요 공감대 형성」(女性省の女性家族省への拡大の背景—国家次元の総合家族政策の必要に関するコンセンサスの形成)『朝鮮日報ウェブ版』 <<http://www.chosun.com/politics/news/200412/200412170227.html>>
- (13) 韓国におけるクォータ制の概要と、2004年段階までの推移については、山本健太郎「短報：韓国における女性の政治参加」『レファレンス』No.651, 2005.4, pp.82-90.を参照。 <http://www.ndl.go.jp/jp/data/publication/refer/200506_651/065105.pdf>
- (14) 国会女性委員会キム・エシル委員長の発言。2004年12月の民主党男女共同参画委員会訪韓の際の報告書『民主党・男女共同参画委員会「クォータ制に関する勉強・調査」訪韓団報告書』p.8. <<http://www.dpj.or.jp/seisaku/unei/image/houkan.pdf>>を参照。
- (15) 山本 前掲論文, p.89及び前掲『訪韓団報告書』を参照。
- (16) 「女性公務員採用目標制」の具体的な成果等については梁京姫 前掲論文, pp.103-105.
- (17) 柳赫秀 前掲論文, p.147.
- (18) 第1次、第2次女性政策基本計画は、共に女性家族省ウェブサイト<<http://www.mogef.go.kr/>>より参照が可能である。
- (19) 神崎智子「女性政策推進のための制度的仕組みに関する一考察—日本と韓国を比較して—」『アジア女性研究』12号, 2003.3, p.35.
- (20) 김엘림ほか編『여성발전기본법의 효과 및 발전방향 (女性発展基本法の効果及び発展方向)』(研究報告2004-43) 韓国女性省, 2004.
- (21) 2005年8月8日付女性家族省公告第2005-8号、女性発展基本法改正立法予告による。立法予告とは、立法化を推進しようとする法律案の内容を予め国民に公開し、国民の意見を立法に反映させる制度である。日本のパブリック・コメントに相当する。
- (22) 「‘남녀차별금지법’ 6년동안 이룬 것」(‘男女差別禁止法’ 6年間に成し遂げたこと)『내일신문 (明日新聞)』2005.6.13.
- (23) 「남녀차별금지법 ‘아쉬운 퇴장’」(男女差別禁止法 ‘残念な退場’)『東亜日報』2005.6.15.
- (24) これまで各省庁に分散していた差別改善事務を国家人権委員会に一元化するため、女性省の男女差別救済に関する事務だけではなく、労働省の雇用平等関連事務、保健福祉省を中心に推進してきた障害者差別禁止関連事務等についても、同様に、国家人権委員会への移管が決定している。
- (25) 韓国統計庁「性別経済活動人口」2005年6月及び7月付の数値。同統計は、韓国統計庁のウェブサイト<<http://www.nso.go.kr/newnso/main.html>>から参照が可能である。
- (26) 梁京姫 前掲論文, p.85.
- (27) 「여성 경제활동인구 1000만명 시대」(女性経済活動人口1000万人時代)『朝鮮日報』2005.7.21.
- (28) 全保育施設中、政府支援施設の割合は16%に過ぎず、実際に就学前の児童をもつ就業女性のうち、保育施設に子どもを預けているのは36.2%に過ぎないというデータもある。田端かや「1990年代以降の韓国女性政策の変化とその背景」『女性学研究』No.12, 2005.3, pp.30-31.を参照。
- (29) 林弘子「ジェンダー主流化と性差別禁止法—国際的動向と日本の現状」『ジュリスト』No.1237, 2003.1.1・15, p.81.
- (30) 2005年9月20日現在、韓国100ウォン=11.1円であり、3000万ウォンは約333万円に相当する。なお平均所得等を勘案すると、実感としては日本円ではほぼ2倍となり、600万円程度と考えられる。
- (31) 例として、以下の記事を参照。「비정규직 무더기 퇴출…더 고요해진 성 차별…/며라 끝 내몰린 여성노동자」(非正規職大量退職…より巧妙になった性差別…/崖っぷちに追いやられた女性労働者)『한겨레 (ハンギョレ)』2004.11.25.
- (32) 李在興 (韓国労働省女性雇用課課長)「韓国における女性雇用政策の現状と問題」<<http://www.jil>

- go.jp/institute/kokusai/documents/li.pdf>による。
- (33) 「2004年出生・死亡統計結果」は、韓国統計庁ウェブサイトの下記 URL からダウンロードが可能である。<http://www.nso.go.kr/newnso/notice/report_view.html?content_id=3284>
- (34) 李在興 前掲論文, p.11.
- (35) 現在、国会では、常時勤労者200名以上を雇用する国家機関等公共機関の長及び常時勤労者300名以上を雇用する事業所の事業主に対し職場保育施設を設置するよう規定を強化する乳幼児保育法改正案が審議されている。
- (36) 韓国女性家族省『여성백서 2004』(女性白書 2004) 2005.8, p.8. 同白書は、女性家族省ウェブサイトの정책자료실(政策資料室)→정책보고서(政策報告書)→여성정책(女性政策)においてアクセス可能である。<<http://www.mogef.go.kr/>>
- (37) 「남성 근로자도 육아휴직 급증」(男性労働者も育児休職が急増)『毎日経済新聞』2005.8.22.
- (38) 国会産業資源委員会「女性企業支援に関する法律一部改正法律案 審査報告書」2005.4.による。同報告書に掲載されている『事業体基礎統計調査報告書』の数値によれば、2003年の韓国国内における全事業者数は約300万であり、うち約112万が女性の経営する企業である。うち、宿泊業・飲食業が約40%、卸売・小売業が約30%、個人サービス業が約10%であり、小規模な自営業が圧倒的に多い。
- (39) 国会教育委員会「教育公務員法改正案 審査報告書」2003.6, pp.3-4; 女性家族省「2004년 통계로 보는 여성의 삶」(2004年統計でみる女性の人生) p.50. 同統計は、韓国統計庁のウェブサイトにおいてアクセス可能である。<<http://www.nso.go.kr/>>
- (40) 「서울대여교수 비율 10% 넘어서」(ソウル大女性教授比率が10%を超えた)『파이낸셜뉴스(ファインナンシャルニュース)』2005.8.24.
- (41) 「東京大学男女共同参画基本計画」<http://www.u-tokyo.ac.jp/per01/d06_01_01_j.html>による。
- (42) 白井京「【短信：韓国】科学技術人材の育成及び支援に関する法的取組み」『外国の立法』221号, 2004.8, pp.190-194.を参照。<<http://www.ndl.go.jp/jp/data/publication/legis/221/022112.pdf>>でもアクセス可能。
- (43) 「할당제로…실력대로…／상반기 채용 여성 만세!」(クォータ制で…実力どおり…／上半期採用、女性万歳!)『한겨레(ハンギョレ)』2005.7.18; 「신입사원 채용 ‘여성 돌풍’」(新入社員採用、‘女性突風’)『SBS 뉴스(SBS ニュース)』2005.7.18.
- (44) 総務省「子どもと家族に関する国際比較調査」<<http://www8.cao.go.jp/youth/kenkyu/kodomo/kodomo.htm>> なお、もともと夫婦別姓のため、日本のような「別姓論議」は起きていない。
- (45) 「공사 영역의 변화와 가족을 넘어서는 가족 정책」(公私領域の変化と‘家族’をこえる家族政策)『한국여성정책의 뉴 패러다임 정립』(韓国女性政策のニューパラダイム確立) 女性家族省, 2005, p.81. 同書は、女性家族省ウェブサイトにおいてアクセス可能である。<<http://www.mogef.go.kr/>>
- (46) 「맞벌이 집안일 아내 3시간 28분 남편은 32분 일한다」(共働きの家事、妻は3時間28分、夫は32分働く)『東亜日報』2005.5.27.
- (47) 戸主制の淵源については、「日本統治時代に日本の戸主制が流入し、制度化された」というのが一般的な説である。
- (48) 韓国における「姓」と「本」の制度については、高翔龍「韓国家族法の大改革」『ジュリスト』No.1294, 2005.7.15, pp.87-88.
- (49) 1994年は、第3子202.2、第4子224.2という数値であり、男児選好傾向が非常に強いことが見てとれる。しかし、年々その比率は正常値(105±2)に近づきつつある。韓国統計庁 前掲統計, p.5.
- (50) 健康家庭基本法の前案の一つである「健康家庭育成基本法案 審査報告書」(2002.12.国会保健福祉委員会)による。
- (51) キム・ゼヨップ「家庭暴力研究の概要と実態把握」庄司洋子ほか編『ドメスティック・バイオレンス日本・韓国比較研究』明石書店, 2003, pp.15-29.
- (52) NGO 団体である「女性の電話(または女性ホット

- ライン)」については、韓国女性ホットライン連合編（山下英愛訳）『韓国女性人権運動史』2004、明石書店；ジョン・チュンスク「家庭暴力被害女性のためのNGO活動と女性運動」庄司ほか編 前掲書、pp.58-70.
- (53) 太田達也「韓国における『家庭暴力犯罪処罰特例法』の概要—家庭内暴力事犯における保護観察の役割にも言及して—」『更生保護と犯罪予防』No.133, 1999.6, p.14-15.
- (54) 齊藤誠「韓国の家庭暴力対策関連二法と日本のドメスティック・バイオレンス防止法」庄司ほか編 前掲書、pp.149-170.
- (55) 2002年改正については、小川昌代「【短信：韓国】家庭内暴力に関する特例法の改正」『外国の立法』216号, 2003.5, pp.165-169.を参照。<<http://www.ndl.go.jp/jp/data/publication/legis/216/21609.pdf>>でもアクセス可能。
- (56) 韓国国会法制司法委員会「家庭暴力犯罪の処罰等に関する特例法中改正法律案 審査報告書」2004.12.
- (57) 田端 前掲論文, p.28.
- (58) 女性家族省「性売買防止法説明資料」『外国女性性売買の実態調査結果発表会 資料集』pp.71-73. 同書は、女性家族省ウェブサイトにおいてアクセス可能である。<<http://www.mogef.go.kr/>>
- (59) 関庚子「性暴力追放女性運動史」韓国女性ホットライン連合編 前掲書, p.86.
- (60) 具体的な経緯については、関庚子 前掲論文, pp.78-88. ちなみに、韓国の性犯罪発生件数は、概して日本に比して多い。例えば、2003年の韓国における強姦犯罪件数は大検察庁『犯罪分析』によれば10,224件に達する。2004年の日本における同認知件数は、『警察白書』平成17年版によれば2,176件である。
- (61) 隠しカメラ等による盗撮やその販売行為等は、わが国においても近年、問題となっているが、法整備がおいていない。軽犯罪法による軽い刑罰又は都道府県条例の違反に問うことができるのみであり、問題が指摘されている。
- (62) セカンド・レイプとは、性犯罪の被害者が警察において取調べを受け、公開法廷において審理を経ることにより、世間から偏見や好奇の目にさらされ、精神的苦痛を受けることをいう。
- (63) 証拠保全とは、審判における通常の証拠調べまで待っていたのでは、その取調べが不能又は困難になるおそれのある特定の証拠についてあらかじめ取り調べてその結果を保全しておくための審判手続をいう。
- (64) 白井京「青少年の性保護に関する法律」『ジュリスト』no.1254, 2003.10・15, p.187.
- (65) 「인권위 “성폭행범 주소-사진 공개 반대”」(人権委 “性暴力犯の住所一写真公開に反対”)『東亜日報』2005.3.2.
- (66) 「아동 청소년 대상 성범죄자 5년간 교육시설 취업제한」(児童・青少年対象の性犯罪者、5年間教育施設への就職を制限)『韓国日報』2005.6.20.
- (67) これらの法律については、白井京「韓国における人身取引関連法の制定—性売買処罰法及び性売買防止法—」『外国の立法』222号, 2004.11, pp.66-86.を参照。二つの法律の翻訳も掲載している。<<http://www.ndl.go.jp/jp/data/publication/legis/222/022203.pdf>>でもアクセス可能。
- (68) 原文では「淪落(윤락) 行為等防止法」である。「淪落」という用語には「おちぶれる」「身をもちくずす」等の意が含まれており、女性のみを非難する名称であると指摘されていた。
- (69) U.S.Department of State, *Trafficking in Persons Report 2005* <<http://www.state.gov/g/tip/rls/tiprpt/2005/>> ただし、韓国の第1層への分類には、韓国国内の女性団体、米国国内のマスコミ等から疑問も呈されている。米韓両政府が米軍基地周辺地域、いわゆる「基地村」における外国人女性の人身取引や、売春の強制に関する情報を意図的にみないふりをしているとの指摘である。わが国は、2004年に続き2005年の報告書においても第2層に分類されたが、被害者保護を目的とした行動計画の実施などが評価され「監視対象国リスト」からは外された。
- (70) 「성매매특별법 여섯달」(性売買特別法 6か月)

『한겨레 (ハンギョレ)』 2005.3.22.

(71) 神崎 前掲論文, p.38.

(72) 前掲『NewsWeek 日本版』, p.29.

参考文献 (注で記したものは除く)

- ・財自治体国際化協会「韓国の女性政策について」
『CLEAR REPORT』 No.188, 1999.10.29. <[http://
www.clair.or.jp/j/forum/c_report/cr188m.html](http://www.clair.or.jp/j/forum/c_report/cr188m.html)>
- ・黄晶美「韓国女性政策の展開過程—『発展』と『民

主化』のあいだで—」『東亜経済研究』 No.61-4,
2003.1, pp.467-497.

- ・春木育美「90年代以降の韓国における女性政策の展開とその背景」『女性学研究』 No.11, 2004.3, pp.77-88.
- ・キム・ソンウク「韓国女性政策の現況と課題」『女性学研究』 No.12, 2005.3, pp.1-23.

(しらい きょう・海外立法情報課)